

副 本

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原 告 原田学外 5 2 名

被 告 東京都外 1 名

参加行政庁 世田谷区

準 備 書 面 (2)

平成19年6月25日

東京地方裁判所民事第2部 御中

参加行政庁指定代理人 河合 由紀男

同 高橋 工

同 山田 幸男

同 小山 英俊

同 松田 隆夫

第1 原告らの平成19年4月23日付け準備書面4 (以下「原告ら準備書面4」

という。)における求釈明に対する回答について

1 原告ら準備書面4の15頁「(5) 求釈明」アについて

地元町会・商店会の代表者等が任意に設立しており、法的な根拠はない。

2 同「(5) 求釈明」イについて

補助金という形での助成を行ったことはないが、街づくり専門家派遣を行ったことはある。

3 同「(5) 求釈明」ウについて

世田谷区街づくり条例(平成7年世田谷区条例第17号。甲第38号証)28条1項3号及び世田谷区街づくり条例施行規則(平成7年世田谷区規則第38号。丁第22号証)19条1号の各規定並びに世田谷区街づくり専門家派遣要綱(丁第23号証)の定めに基づき、行ったものである。

4 同「(5) 求釈明」エについて

世田谷区職員が、下北沢街づくり懇談会の会議に出席したことはある。

5 同「(5) 求釈明」オについて

街づくりに関する情報の提供等を行った。

6 同「(5) 求釈明」カについて

世田谷区街づくり条例(甲第38号証)27条の規定に基づくものである。

7 原告ら準備書面4の16頁「ウ 求釈明」について

新都市整備方針においては、主として商業業務機能及び都市的文化情報発信機能が集積し、世田谷区の核であると同時に世田谷区を超えた広域生活拠点として、下北沢駅周辺地区、三軒茶屋駅周辺地区及び二子玉川駅周辺地区の3地区を位置付けている。

一方、下北沢駅周辺地区は、地区内の多くの地域に防火地域の指定があることから、耐火率が一定の数値を示しているものの、周辺の地区に比べ建築物の棟数密度が高いうえに、昭和56年の新耐震基準以前の建築物も多く残されている。

また、小田急線と井の頭線の乗換駅として、商業集積の高い広域生活拠点という性格上、終日を通して多くの歩行者が集まる地区であるにもかかわらず、近距離避難、広域避難ともに問題のある区域が広がっている(丁第24号証20頁)。

以上の点を踏まえ、広域生活拠点としての拠点機能の充実を図る下北沢駅周辺地区は、一層の防災性の向上を図る必要があることから、防災街づくり推進地区に位置付けられたものである。

8 原告ら準備書面4の19頁「(4) 求釈明」について

通常、駅前広場の必要面積の算定については、昭和28年式による算定と昭

昭和48年式による算定等を併せて行い、昭和28年式により算定された面積又は昭和48年式による算定値等のいずれか大きい方を基に、周辺の地形や道路との接続、駅利用者の交通特性等も考慮したうえで算定するとされているが、昭和48年式による算定・検証が複雑なため、同方式による算定・検証を中心として、想定される駅前広場の利用形態により必要となる広場面積を、現況の地形や周辺の道路との接続等とは関わりなく、ケーススタディーとして検討・整理することを委託したものである。

9 原告ら準備書面4の27頁「ウ 求釈明」について

丁第8号証のうちの「アンケート自由意見」19頁ないし91頁に記載がある。例えば、「特に、下北沢駅南口は乗降客数の割に狭すぎる。駅内外、広くすべきだ。特に土日祝日はひどすぎる。」(丁第8号証28頁No.59)、「駅前まで行く道路が北口も南口も狭く混んでいて歩きにくいので駅前広場と道幅ももう少し広くなると良いと思います。」(丁第8号証31頁No.167)、「今は広場が広くないため、待ち合わせの人たちが沢山いると、歩きづらいのが気になります。もう少し広くしていただきたいです。」(丁第8号証34頁No.283)、「駅前広場へのアクセスとしての道路が狭すぎる。道路の幅員増大を要する。」(丁第8号証44頁No.608)等が挙げられる。

10 原告ら準備書面4の32頁「(7) 求釈明」について

(1) 平成12年1月の下北沢周辺街づくり調査委託と同年4月の駅前広場構想案作成調査(世田谷代田駅・下北沢駅・東北沢駅)委託とは、その調査対象、調査内容等が異なるから、原告ら指摘のような「実質的に同じ目的を有する調査」ではない。

(2) 平成12年4月の駅前広場構想案作成調査(世田谷代田駅・下北沢駅・東北沢駅)委託は、下北沢駅についていえば、まず、駅前広場について、昭和48年式による算定を行い、現況の地形や周辺の道路との接続等を考慮したうえで、丙12号証18頁のとおり比較的容易に算定される昭和28年式による値、下北沢街づくり懇談会の提言等を踏まえて、駅前広場の必要面積、レイアウト等を検討し、報告することを内容としたものである。

第2 原告ら準備書面4の主張に対する反論は、原告らの主張が出揃った段階で、
まとめて行う。